



運転者を 雇い入れた場合には!

運転者の採用

STEP 1

雇い入れ時の健康診断の実施(労働安全衛生規則第43条)

STEP 2

雇い入れ以前、**過去3年間**の事故歴の把握(運転記録証明等)

事故あり

事故なし

STEP 3



特定診断

※事故惹起運転者

- 乗務前に受診
- やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に受診

STEP 4

事故惹起運転者特別指導

- 乗務前に実施
 - ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施
- ①事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
 - ②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
 - ③交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
 - ④交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤危険の予測及び回避
 - ⑥安全運転の実技
- ①～⑤について**合計6時間以上**実施
⑥については可能な限り実施



適齢運転者特別教育(該当する場合)



初任運転者特別教育(該当する場合)



適齢診断

高齢運転者
(65歳以上の運転者)

- 65歳に達した日から1年以内に受診
- 上記受診後は3年以内ごとに受診

適齢運転者特別指導

- 適齢診断結果が判明後、1か月以内に実施
- 適齢診断結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導



初任運転者特別教育(該当する場合)



※事故惹起運転者とは

- ①死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者
- ②死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者



初任診断

初任運転者
(左記以外の運転者)

- 乗務前に受診
- やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に受診
- 過去3年間に於いて受診していた場合は、再受診不要(記録は営業所に持参し保管)

初任運転者特別指導

- 過去3年間に於いて事業用自動車の運転経験が無い者について、乗務前に実施
 - ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施
- ①一般的な指導及び監督
国土交通省告示1366号の(1)～(12)を**合計15時間以上**実施
※日常点検に関する事項や事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導
 - ②安全運転の実技を**20時間以上**実施
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導



➤ 運転記録証明書を取得するには

運転記録証明書は過去5年間までの交通違反や事故、運転免許の行政処分の記録等を証明する書類で「自動車安全運転センター」にて交付されます(郵送の場合は2週間程度かかります)。取得方法は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、**自動車安全運転センター 神奈川県事務所**へ申請手続きを行ってください(交付手数料: 1通800円)。

◆自動車安全運転センター 神奈川県事務所

☎045-364-7000 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1 県警運転免許センター内

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「運転経歴証明書交付申請手数料助成事業」を実施しています。利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。



➤ 適性診断を受診するには

特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)の方には、**運転記録証明書の結果をもとに適性診断**(初任・適齢・特定診断)を国土交通大臣が認定した機関にて受診させる必要があります。

【主な適性診断認定機関】

認定機関	住 所	電話番号	適性診断
自動車事故対策機構 神奈川支所	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3F	☎045-471-7401	初任・適齢・特定Ⅰ・Ⅱ
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	東京都江戸川区東葛西6-2-3-2F	☎03-6426-0193	初任・適齢・特定Ⅰ
神奈川県自動車交通共済協同組合	横浜市港北区新横浜2-13-4	☎045-475-2197	初任・適齢・特定Ⅰ
都南自動車教習所	座間市緑ヶ丘4-20-1	☎050-3734-8836	初任・適齢・特定Ⅰ
三共自動車学校	藤沢市本藤沢1-11-23	☎0466-81-3706	初任・適齢・特定Ⅰ
小田原ドライビングスクール	小田原市蓮正寺540-2	☎0465-36-1215	初任・適齢・特定Ⅰ
飛鳥ドライビングカレッジ川崎	川崎市川崎区下並木97	☎044-380-5510	初任・適齢・特定Ⅰ

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「適性診断(初任・適齢)受診料助成事業」を実施しています。利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。

➤ 特別指導を実施するには

特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)の方には、該当する特別指導を実施し**教育記録簿を作成・保存**する必要があります(3年間保存となります)。指導教育マニュアルや教育記録簿等が必要な方は「適正化事業部」までお問合せください(☎045-471-5877)。



【特別指導】「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」国土交通省告示1366号

対象運転者	指導内容	指導時間
①初任運転者 新たに雇い入れた運転者	①一般的な指導及び監督指針12項目 ②安全運転の実技	座学15時間以上 実技20時間以上
②高齢運転者 65歳以上の高齢運転者	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化 安全運転方法など	
③事故惹起運転者 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者	事件事例の分析、再発防止対策及び危険予測・ 回避などの座学と安全運転実技	座学6時間以上 ※実技は可能な限り

